

(資料 1)

貯金保険制度の拡充・整備経過

項目	昭和48年 制度発足時	その後の変更又は追加事項							
		昭和49年	昭和61年	平成8年	平成9年	平成10年	平成13年	平成14年	平成15年
1. 対象金融機関 [法律]	農協 漁協 水産加工協			6月 特定漁連(漁協から信用事業を譲り受けた信漁連)を追加			4月 信農連・信漁連・水産加工協連・農林中央金庫を追加		
2. 資本金 [認可]	300百万円 政府 75 日銀 75 農中 75 信連等 75								
3. 保険料率 [認可]	0.006%		61年5月0.010% 62年4月0.011% 63年4月0.012%	6月 0.018%			14年の保険料から平残方式導入 特定貯金 0.018% その他貯金等0.018% (13年度まで)	特定貯金 0.034% その他貯金等0.017%	決済用貯金 0.034% 一般貯金等 0.017%
特別保険料 [政令]				6月 0.012%					
4. 保険金支払 [法律]	債務控除			6月 債務控除規定廃止 担保貯金の支払保留	保留順序の変更		4月 保険対象に公金・金銭信託・農林債権の一部を追加 特定貯金(当座・普通・別段貯金)は、15年3月末まで全額保護		4月 決済用貯金の全額保護 特定貯金(当座・普通・別段貯金)は、17年3月末まで全額保護
保険金支払限度額 (1貯金者当たり) [政令]	100万円	6月 300万円	9月 1000万円				1000万円の元本及びその利息等		
5. 仮払金支払 [法律]			9月 導入				4月 60万円		
同限度額(普通貯金1口座当たり) [政令]			20万円						
6. 貯金等債権買取り [法律]					4月 保険金支払限度額を超える貯金等の買取りを導入				
7. 資金援助 [法律]			9月 導入、信用事業再建措置に対する資金援助	6月 信用事業の全部譲渡に対する資金援助を追加	12月 新設合併に対する資金援助を追加	5月 救済組合等に対する劣後ローン供与を追加 経営困難組合からの資産の直接買取りを追加 信連子会社等による不良資産買取り支援を追加	4月 信用事業の一部譲渡、付保貯金移転に対する資金援助を追加 救済組合に対する優先出資の引受け、損害担保を追加 債権者間の衡平を図るための資金援助、追加的資金援助を追加 協定債権回収会社に対する資産の買取り・回収委託を追加 貯金等の払戻し資金の貸付け、資産価値減少防止のための資金の貸付けを追加	1月 指定支援法人に対する資金援助を追加	
8. 決済債務の保護 [法律]									4月 決済債務の全額保護の制度を導入 決済債務の弁済のための資金の貸付けの制度を導入
9. 借入金 政府保証 [法律]			9月	6月		5月 導入			
借入限度額 [政令]	100億円	1,000億円	1,500億円				4月 2,000億円		
10. 管理人制度 [法律]							4月 管理人が、管理を命ずる処分を受けた組合の経営権を掌握する制度を導入		
11. 金融危機への対応 (システミック・リスク) [法律]							4月 システミック・リスク対策として、優先出資の引受け等、ペイオフコスト超の資金援助の特例を導入		
システミック・リスク対応 借入限度額 [政令]							1,000億円		
12. 貯金者代理制度 [法律]							4月 貯金保険機構が、貯金者を代表して、再生手続又は破産手続に関する一切の行為ができる制度を導入		

(注) 1. 上記に関連する金融制度調査会答申等
 昭和45年7月 「一般民間金融制度のあり方等」
 昭和60年5月 「金融自由化の進展とその環境整備」
 平成7年12月 「金融システム安定化のための諸施策」
 平成10年1月 「金融システム安定化のための緊急対策」(政府・自民党)
 平成11年12月 「特別措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」(金融審議会)
 平成14年9月 「決済機能の安定確保のための方策について」(金融審議会)
 2. 6及び7については、平成13年度末までの時限的措置として特別措置を実施。